

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を実施したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和四年十月七日

| | |
|---------|-----------|
| 埼玉県監査委員 | 小山 彰 |
| 埼玉県監査委員 | 間 嶋 順 一 |
| 埼玉県監査委員 | 小 川 真 一 郎 |
| 埼玉県監査委員 | 新 井 豪 |

令和4年度第1回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和3年度、令和4年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

本庁 189 機関（別紙「監査対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和4年4月13日～令和4年8月10日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

（1）指摘事項 なし

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 4件(4機関)

| 番号 | 部局 | 機関 | 概要 |
|----|-------|----------|--|
| 1 | 総務部 | 管財課 | 令和3年度に締結した「デジタルファクシミリ複合機プリントサービス等に係る単価契約」について、改めて調達手続きをすべきところ、前契約の延長で対応したことは不適切であった。 |
| 2 | 都市整備部 | 営繕課 | 令和3年度に締結した「新座防災基地改修工事設計業務」及び「中央児童相談所会議室棟新築及び一時保護所棟等改修工事設計業務」における一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは不適切であった。 |
| 3 | 教育委員会 | 高校教育指導課 | 令和3年度に締結した「埼玉県教務事務システム令和4年度指導要録対応改修業務委託」について、執行予定額が50万円以上にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。 |
| 4 | 教育委員会 | ICT教育推進課 | 令和3年度に締結した「埼玉県立高等学校タブレット端末等賃貸借」について、入札額に消費税等額に相当する金額を上乗せした金額と異なる金額で契約したことは不適切であった。 |

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

| 所管部局 | 監 査 対 象 機 関 |
|------------|---|
| 直轄 | 秘書課 |
| 企画財政部 | 企画総務課、計画調整課、財政課、行政・デジタル改革課、情報システム戦略課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課 |
| 総務部 | 人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課 |
| 県民生活部 | 県民広聴課、広報課、共助社会づくり課、人権・男女共同参画課、文化振興課、国際課、青少年課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課 |
| 危機管理防災部 | 危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課 |
| 環境部 | 環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課 |
| 福祉部 | 福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課 |
| 保健医療部 | 保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課 |
| 産業労働部 | 産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、人材活躍支援課、多様な働き方推進課、産業人材育成課 |
| 農林部 | 農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課 |
| 県土整備部 | 県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、河川環境課 |
| 都市整備部 | 都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課 |
| 会計管理者 | 出納総務課、会計管理課 |
| 企業局 | 総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課 |
| 下水道局 | 下水道管理課、下水道事業課 |
| 行政委員会等の事務局 | 議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局 |
| 教育委員会 | 総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、ICT教育推進課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学習推進課、文化資源課、人権教育課 |
| 警察本部 | 総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、 |

| |
|--|
| 装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部 |
|--|